

生駒市条例第6号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月28日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第8条の2を第8条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

2 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。